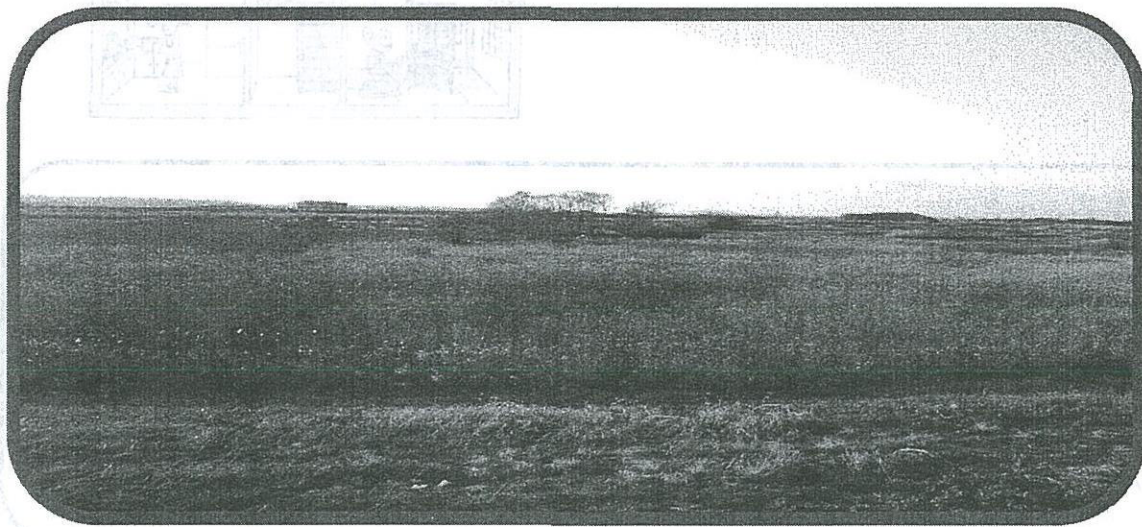


枯れ草火災にご用心！

空気が乾燥する1月から3月にかけて、毎年枯れ草火災が多発しています。火災の原因は、野焼き、火遊び及び放火といった人の行為が原因です。空地の枯れ草は、放火犯にとって絶好の標的となりますので、お持ちの空き地等の枯れ草は早めに刈り取り、放火されない環境を作りましょう。

【根拠条文：埼玉県央広域事務組合火災予防条例第24条1項】

空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。



枯草火災防止のため冬期は防火パトロールを特に強化して実施しています！

枯草火災を発見したらすぐに119番へ通報してください。

埼玉県央広域消防本部 予防課 TEL 048-597-2004

裏面もお読みください。

住宅用火災警報器は設置が義務化されています！

平成20年6月2日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。火災の発生をいち早く知り、火災から大切な命を守るために、必ず住宅用火災警報器を設置しましょう。



どこに設置するの？

- 就寝に使われる場所に設置します。
 - 寝室がある階の階段に設置します。
- ※ 詳しくは消防署にお問い合わせください。



奏功事例

平成24年1月中に実際に起きた事例です。65歳の男性が自宅でご飯を炊こうとステンレス製鍋に火を掛けていたところ、台所を離れて隣の部屋で寝入ってしまいましたが、設置されていた住宅用火災警報器が煙を感知して鳴りました。その音に気が付いた隣人が119番通報し、鍋の中にあった食品を焦がしただけで、人命と住宅に被害はありませんでした。

設置しましたか？
住宅用火災警報器

埼玉県央広域消防本部